

## 第2章 災害予防

### 第1節 防災知識の普及・啓発

#### 1 方針

大規模災害時には市・防災機関の活動が制約されることが予想されることから、市民一人ひとりが、自らの身の安全は自ら守ること（自助）を基本認識とし、平時より防災についての備えを心がけるとともに、発災時には自らの身を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、初期消火や近隣の負傷者、要配慮者等を地域の人々が協力しあって助け（共助）、避難所での活動、あるいは市や県など行政が行う防災活動（公助）への協力など、防災への寄与に努めることが求められる。

こうしたことから、防災対策をより一層効果的に行うためには、自助、共助、公助がそれぞれの役割を十分果たすとともに、相互の密接な連携・協働のもとに行う市民をあげての取り組みが重要であり、市民防災運動として、自主防災組織の組織化の促進と活動の活性化を図り、防災機関は、既存の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して市民に防災思想、防災知識を普及・啓発し、防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対して災害の防止に必要な教育の徹底を図るものとする。この際、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立にも配慮するものとする。また、災害発生後に指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

さらに、南海トラフ巨大地震などの大規模災害から迅速かつ円滑に復旧・復興するためには、住民をはじめ、地域コミュニティ、事業者、行政など、復興を担う関係者における被災後の復興プロセスの事前理解はもとより、被災前からの復興に向けた様々な「準備」や「実践」である「事前復興」に、平時から取り組んでおくことが極めて重要である。こうしたことから、「徳島県事前復興指針」に基づき、平時から「事前復興」の視点を取り入れた防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

また、平時からの取り組みとして、市は、平常時や災害時などの社会の状態に関わらず、いずれの状況下においても、適切な生活の質を確保する上で支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策及びそれを実現する概念である「フェーズフリー」について研究を行い、市民への普及・啓発に努めるものとする。

市民防災運動を強力に推進するにあたっては、時期に応じた重点課題の設定や関係機関との連携等を戦略的に行うことが必要である。

#### 2 市民に対する防災知識の普及・啓発

市民の防災意識の高揚を図り、災害時には市民自らが、「自分たちのまちは自分たちで守る」との認識のもとに、防災行動力を身につけるよう、防災知識の普及・啓発を図る。

#### 3 普及・啓発の内容

- (1) 簡単な気象知識
- (2) 5段階の警戒レベルに対応した避難情報、防災気象情報等と市民がとるべき行動
- (3) 災害危険箇所
- (4) 過去の主な被害事例
- (5) 災害対策の現状

- (6) 災害時における応急措置並びに心得
- (7) 指定緊急避難場所、安全な親戚知人宅、ホテル旅館等を含めた適切な避難場所の選択、避難経路、広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、その他避難対策に関する知識
- (8) 市民が実施しうる応急手当、3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、マスク、消毒液等）の準備
- (9) 自動車へのこまめな満タン給油、フル充電
- (10) 自主防災組織への参加
- (11) 地震、津波及び風水害に関する一般的知識
- (12) 地震保険制度及び保険共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (13) 「平時の延長が災害時にも役に立つ」考え方
- (14) 南海トラフ地震に関する事項
  - 1. 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
  - 2. 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
  - 3. 南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
  - 4. 正確な情報の入手方法
  - 5. 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
  - 6. 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
  - 7. 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
  - 8. 市民自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
  - 9. 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

#### 4 普及・啓発の方法

- (1) 県立防災センターの活用による普及・啓発
- (2) テレビ、ラジオ、新聞等による普及・啓発
- (3) 「広報なると」による普及・啓発
- (4) 映画、ビデオによる普及・啓発
- (5) 講習会、集会等の開催及び訓練の実施による普及・啓発
- (6) 広報車の巡回による普及・啓発
- (7) インターネットや携帯電話の利用による普及・啓発
- (8) 防災マップの配布による普及・啓発
- (9) 実施時期

普及・啓発の内容により各種の防災週間・月間などの効果的な時期を選んで啓発等を行うものとする。

徳島県震災を考える日	毎年9月1日
徳島県震災を考える週間	毎年8月30日から9月5日まで
防災の日	毎年9月1日
防災週間	毎年8月30日から9月5日まで
水防月間	毎年5月1日から5月31日まで
山地災害防止キャンペーン	毎年5月20日から6月30日まで
土砂災害防止月間	毎年6月1日から6月30日まで

防災とボランティアの日	毎年1月17日
防災とボランティア週間	毎年1月15日から1月21日まで
津波防災の日	毎年11月5日
春季全国火災予防運動	毎年3月1日から3月7日まで
秋季全国火災予防運動	毎年11月9日から11月15日まで
文化財防火デー	毎年1月26日

## 5 学校教育、社会教育を通じての普及・啓発

学校・幼稚園においては、「鳴門市学校・幼稚園防災推進計画」に基づき、すべての子どもたちの防災能力の強化を図るため、体験的・実践的な教育を実施する。また、学校・幼稚園としてすべての子どもたちの安全を確保するため、防災マニュアルの充実と防災備品の整備に努めるとともに、学校・幼稚園からの情報発信によって家庭・地域・消防団との連携強化を図る。

社会教育においては、各種学級講座や出前講座の中で、また青少年団体、婦人団体等の集会等の社会教育の機会を活用して、防災知識の普及・啓発に努める。

## 6 職員等に対する防災教育

(1) 市職員に対し、少なくとも年1回以上、次の教育を実施する。

1. 災害関係法令の周知
2. 本計画に基づく災害時の活動方法
3. 部、班における災害時の活動方法
4. 本計画内容に基づく訓練の検討会

(2) 消防職員に対し、常時、次の教育を実施する。

1. 水害、火災及び災害関係法令の教育
2. 水害、火災の防御技術の習得
3. 本計画に基づく災害時の検討会

(3) 消防団員に対し、年1回以上、次の教育を実施する。

1. 水害、火災及び災害関係法令の周知
2. 水害、火災の防御技術の習得
3. 本計画に基づく各分団の活動要領

(4) 一般市民に対する防災思想の普及・啓発の徹底を図るため次の事項を行う。

1. 本計画及び関係法令周知のための講演、座談会、出前講座等
2. 本計画の内容に基づく災害時の行動
3. 本計画の内容に基づく災害時の協力体制
4. 本計画の内容に基づく訓練の検討会

## 7 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

## 第2節 防災訓練

### 1 方針

災害時には、情報の収集・伝達、市民の避難・救出救護をはじめとする広範な対策に的確・迅速な実施を期するため、個別又は防災関係機関と協力して各種訓練を実施するものとする。また、市は、関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）の作成に努める。そして災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施

し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予測時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うように努めるものとする。

市民は、それらの訓練等に積極的に参加し、防災知識及び防災対応力を養うものとする。

## 2 市が実施する各種防災訓練

本計画が災害時に活かされるためには、平素から防災関係機関相互の緊密な連携と災害に対処し得るたゆまぬ訓練の積み重ねが必要である。

これらは、風水害のほか突発的に発生する地震に対しては特に要請されることである。このため、各機関、防災組織及び市民との協力体制の確立を重点とした総合訓練並びに個別訓練の実施を強力に推進していく。

### (1) 市民参加による訓練

防災機関の訓練と相まって、各自主防災組織と連携し、市民参加による防災訓練を実施する。

### (2) 事業所の訓練

防災の日、春・秋の火災予防運動期間、危険物安全週間等を中心に、出火防止、初期消火、応急救護措置及び避難訓練等を実施する。

### (3) 防災機関の訓練

本計画が災害時に十分活用され、的確に遂行できるよう県、隣接市町村その他の関係機関と協力して防災訓練を実施する。

図上訓練	あらゆる災害を想定して、関係機関が集まり災害応急対策について図上で実施する。
動員配備訓練	市対策本部の設置を迅速、的確に行うため実施する。
通信情報伝達訓練	気象に関する警報等の伝達、災害時における通信、伝達等を円滑に行うため実施する。
避難訓練	津波災害などにおける避難指示、伝達、誘導及び避難所の開設等が的確に行えるよう実施する。
救急、救助訓練	救急、救助に関する正しい理解と認識を深める目的で実施する。
総合防災訓練	上記の各種訓練を総合し、年度内に一回、地域内の適当な場所を選定し、災害対策の万全を期するため、必要に応じて実施するものとする。
水防訓練	水防活動の円滑な運用のため、水防計画に基づき消防団及び施設の管理者の協力を得て、水防訓練を実施する。

### (4) 訓練項目

1. 観測（水位、潮位、雨量、風速）
2. 通報（消防団の動員、居住者の応援）
3. 輸送（資機材、器具、人員）
4. 工法（各種水防工法）
5. 樋門、水門、陸閘、角落し等の操作
6. 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

## 第3節 緊急輸送体制の整備

### 1 方針

震災時等における救護・救助活動、食料、医薬品その他の物資等の確保及び広域的な応急対策を実施するため、必要な緊急輸送体制をあらかじめ検討しておくものとする。

### 2 市の緊急輸送路

市は、輸送路の多ルート化を図るため、陸・海・空にわたる総合輸送ネットワークの確保に

努める。

(1) 道路

1. 第1次緊急輸送道路

広域的な輸送に必要な主要幹線道路及び重要港湾・空港を接続する幹線道路

2. 第2次緊急輸送道路

県内の防災活動の重要拠点施設である、県庁、総合県民局、東部県土整備局、県警察、市町村役場及び地域の医療拠点、広域避難場所等の主要な施設と第1次緊急輸送道路とを接続する幹線道路

緊急輸送道路(第1次・第2次)		
	路線名	区間
第1次	一般国道28号 (神戸淡路鳴門自動車道)	鳴門市(兵庫県境)～鳴門IC
	四国横断自動車道 (高松自動車道)	板野町(香川県境)～鳴門IC
	四国横断自動車道 (徳島自動車道)	鳴門JCT～徳島IC
	国道11号	徳島市～鳴門市(香川県境)
	国道28号	国道11号(松茂町)～鳴門市
第2次	県道栗津港撫養線	鳴門・大塚スポーツパーク～国道28号(鳴門市)
	県道鳴門公園線	国道11号(鳴門市)～鳴門ウチノ海総合公園

3 民間事業者との連携

- (1) 市及び県は、緊急輸送が円滑に実施できるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
- (2) 市及び県は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

4 緊急通行車両の事前届出

- (1) 警察本部は、災害時における確認事務の省力化、効率化を図り、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両の事前届出制度を活用する。
- (2) 市は、民間事業者等に対して当該制度の周知を行うとともに、自らも当該制度を積極的に利用するなど、その普及を図る。

5 緊急輸送活動

市及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

また、市及び県は、国と連携の上これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所等に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

(参考) 徳島県災害時物流体制確保マニュアル

## 第4節 火災予防対策

### 1 方針

災害時に被害の大きくなるものは、二次的に発生する火災によるところが多い。このため、出火防止や初期消火の徹底、火災の拡大防止等の火災予防に対する指導・啓発を進め消防力の向上に努める。

### 2 予防査察計画

- (1) 市内全地区の予防査察台帳を備え、防火対象物及び危険物製造所等の施設について査察を行い、その設備、構造、危険物の貯蔵及び取扱い並びに火気取扱いの状況について、不相当と認めた場合はその都度指導し、即時改善のできないものは台帳に記載し、次回の査察時に特に綿密に改善状況を査察し是正に努める。
- (2) 法令に違反しているものについては、警告等を発し速やかに処置させるものとする。

### 3 地水利調査

市内全地区の地水利調査修理簿を備え、地水利について調査を行い使用不能又は故障のものがある場合は速やかに報告し、修理を要するものは、その都度修理又は補修を行い地水利の確保に努める。

### 4 防火管理体制の強化

多数の者が勤務し、又は収容されている建築物においては防火管理者を中心とする防火管理を徹底するとともに、出火防止の強化を図る。

- (1) 防火管理者有資格者の養成及び万一出火した場合の初期消火技術の指導等を行う。
- (2) 防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置促進を図る。
- (3) 法令の研究及び管理能力の向上を図る。
- (4) 防火安全体制の確立を図るため、防火対象物の定期点検報告制度等に基づき、防火管理の徹底を図る。
- (5) 市民等の自主防災のために必要な教育及び訓練の指導強化を図る。

### 5 危険物施設の管理、危険物取扱者の指導強化

危険物災害の予防を図るため、危険物等の貯蔵又は取扱いの実態を把握し、危険物災害の防止と保全対策等の強化を図る。

- (1) 危険物施設保安監督者等を中心とする危険物の貯蔵、取扱い等の必要な教育、保安訓練などを行うものとする。
- (2) 危険物施設の予防規程等の作成は、実態に即した実効性のある作成指導を行う。
- (3) 危険物保安監督者の選任は、適格を期するとともに知識、技能の向上を図る。
- (4) 市民等の自主防火のため、有事における自衛消防組織の行動力を高めるとともに、防火意識の高揚を図る。
- (5) 各危険物施設等の定期点検及び適正な維持管理を図る。
- (6) 法令の研究及び技能の向上を図るための講習を行う。

### 6 防火思想の普及・啓発

一般市民に対し防火思想の普及・啓発の徹底を図るため次の事項を行う。

- (1) 婦人会、青年団体、児童、生徒等を通じて防火・防災用品の取扱能力を高める。
- (2) 防火思想の普及・啓発のため講演、座談会等を行う。

- (3) 消火器具、通報設備等の使用方法及び通報要領等の周知の徹底を図る。
- (4) 避難等の教育訓練の実施。

## 第5節 自助・共助の推進

### 1 方針

災害対策は、市民（自助）、地域（共助）、行政（公助）がその役割分担を理解して、各々がその役割分担を確実に推進するとともに災害時には連携して対応することにより被害の軽減を図られることを強く認識して、その対策への取り組みを推進する必要がある。

市は、国や県と連携し、市民、事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）が平時からコミュニケーションを図り、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うとともに、災害時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所の運営の手助けを行うことなど、「自助・共助」に基づく自発的な地区内の防災活動を推進していくよう、市民の防災意識の向上のための取組に努めるものとする。

ここで、災害時に初動で対応するのは地域で組織される自主防災組織であり、自主防災計画の策定、計画に基づく各種訓練の実施・検証を行うことにより地域で自立できる防災体制の構築を推進する必要がある。

さらに、市は、孤立などの理由で支援が受けられない中でも、個人や地域の力で生活が持続できるよう、防災知識の普及啓発や地域で自活できる取組を推進する。

### 2 災害対策の役割分担

- (1) 市民の役割（自助）：市民一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という意識にたつて、災害から自分の命や生活を守る活動をいう。
- (2) 地域の役割（共助）：市民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識にたつて、地域住民が力を合わせ、災害から地域を守る活動をいう。
- (3) 行政の役割（公助）：行政が実施主体となる防災対策で、自然災害に強い県土を実現する活動をいう。

### 3 自助における防災対策

市民は、自分や家族の命を守るための事前の備えとして、各家庭において次の項目等を話し合い又は事前に準備・確認しておくなど、各家庭における災害時の対策について計画しておくことが望ましい。市は、防災出前講座の実施や家族継続計画（FCP）の普及などにより、「自助」の意識向上に取り組む。

- (1) 耐震改修、耐震シェルター設置、家具・ブロック塀等の転倒防止など住宅の耐震対策
- (2) 備蓄、非常持出品の準備
- (3) 警報発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- (4) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- (5) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (6) 様々な条件下（家庭内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (7) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活

の再建に資する行動

(8) 災害時の家庭内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）

#### 4 自主防災組織の意義

自主防災組織は、市民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識にたって自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織である。

組織の役割としては、平常時においては、防災知識の普及、地域における災害危険箇所等の把握、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災用資機材の整備等を行う。災害時には、情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、市民の避難誘導、負傷者の救出・救護、給食・給水等の活動を行う。

#### 5 自主防災活動の推進

市は、自主防災組織の育成・活性化を支援するため、必要な措置を講じるものとする。

##### (1) 自主防災体制の整備

1. 地域市民の連帯意識の啓発等の普及に努め、自主防災組織の効果的な育成強化を図るとともに、鳴門市自主防災会連絡協議会等において、相互の情報交換等を行うことにより、活動活性化を図る。なお、本市における地区自主防災会数は42団体で、組織率は100%である。
2. 婦人防火クラブの育成  
家庭防火思想の普及徹底と、万一災害が発生した場合婦人同士がお互いに協力して活動できる体制を整えるため組織づくりを推進する。
3. 幼年・少年消防クラブの育成  
幼年・少年時から災害予防思想の普及・啓発を図ることを目的として、地域の学校単位等での組織づくりを推進する。

##### (2) 自主防災組織の活動活性化

市は、地域における防災力の強化を図るために、各地区自主防災会に対する活動助成や災害に関する情報提供、避難訓練等の自主防災活動への参加を促進するなど自主防災組織の活動活性化に向けた支援を行うものとする。

#### 6 市民及び事業者による地区内の自主防災活動の推進

市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。

#### 7 関係団体との連携

自主防災組織の活動においては、自主防災組織相互の連携のほか、地区自治振興会や消防団、民生委員・児童委員、学校等の様々な関係団体と連携し、防災をはじめとする地域の安心・安

全への取り組みを推進するものとする。

【資料編】自主防災組織一覧表

## 第6節 ボランティア受入体制の整備

### 1 方針

阪神・淡路大震災など、近年の大規模災害においては、行政や防災機関のみの災害対応の限界が指摘されると同時に、ボランティアの多彩な活躍が注目された。

大規模災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要である。市は、ボランティア活動が効果的に活用されるよう、平常時からボランティアの受入体制等の整備に努めるものとする。

### 2 NPO・ボランティア等との連携

災害時にボランティア団体等の協力を求めるため、平常時から県、社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を図るものとする。

### 3 ボランティア受入体制等の整備

災害時のボランティア活動には、被災建築物の応急危険度判定等一定の知識・経験や特定の資格を要するボランティアと避難所等における炊き出し、支援物資の管理や配布等特別な資格を要しない様々なボランティアがあるが、それぞれの活動形態に対応した受入れのための体制の整備を図るものとする。また、ボランティアの組織化、情報ネットワーク体制の整備、災害時の具体的マニュアルの策定等により体制づくりを推進するものとする。

### 4 ボランティア活動の支援拠点の整備

市は、県、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、日本赤十字社その他NPO・ボランティア等と連携を図りながら、ボランティア活動の支援拠点の整備に努める。

### 5 情報共有会議の整備・強化

市及び県は、災害ボランティアの活動環境として、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

### 6 災害廃棄物等に係る連絡体制の構築

市は、県、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、NPO等関係団体との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。

また、市民やNPO・ボランティア等への一次仮置き場の状況及び災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

### 7 専門ボランティアの活動への支援等

市は、専門知識や特殊な技術を有するボランティアの活動を支援するための方策の検討等を行い、活動体制の整備に努めるとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

また、土砂災害に係る啓発や危険箇所の点検などの災害防止活動に取り組んでいる砂防ボランティア、及び森林災害の原因となる異常気候や集中豪雨等による森林被害・治山施設の被災状況を把握し、被害を受けた箇所の監視活動を行う山地防災ヘルパーについても、その育成を図り、活動を支援する。

## 第7節 住民等の避難対策

### 1 方針

市は、災害時に住民の生命、身体の安全を確保するため、あらかじめ避難所及び避難路の選定、避難計画の作成等を行い、総合的、計画的な避難対策の推進を図るものとする。また、県及び関係機関は、市が取り組む避難対策について、必要に応じて支援を行う。

### 2 避難情報の発令体制の構築

- (1) 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。
- (2) 県は、市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。
- (3) 市は、避難指示等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難情報に関するガイドライン」及び県が策定した「徳島県豪雨災害時避難行動促進指針」に沿って、津波、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備するものとする。
- (4) また、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

### 3 住民の避難誘導體制の整備

- (1) 市は、警戒避難体制（避難指示等の発令区域及びタイミング、指定緊急避難場所、避難経路並びに住民の避難誘導の方法など）をあらかじめ計画する。その際、複合災害の発生を考慮するよう努めるものとする。
- (2) 市は、洪水、土砂災害等における避難情報の判断基準、その伝達方法及び避難すべき区域の範囲を明確にし、河川管理者及び水防管理者等の協力を得て、住民への周知徹底に努める。
- (3) 市は、被害想定等を踏まえ必要があるときは、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。
- (4) 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、市は、次の各号とおり指示等の発令基準を設定し、必要に応じて見直すよう努める。ただし、安全な場所にいる人までが避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれがあるため、発令対象区域を災害リスクのある区域に限定する。また、国及び県は、発令基準及び発令対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。
  1. 洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等に基づき設定する。
  2. その他の河川等については、氾濫により居住者、地下空間又は施設等の利用者に命の危険が及ぶと市が判断した場合、前号と同様とする。

- (5) 市は、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。
- (6) 市は、避難計画の整備、防災行政無線等による迅速な情報伝達手段の確保、夜間の避難に備えた照明設備の導入、避難誘導標識の設置並びに避難場所及び避難路等の標高の公表等、避難環境の整備に努める。また、市、国及び県は地域の特性に応じた避難施設及び避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

#### 4 避難場所

##### (1) 指定緊急避難場所の指定（法第49条の4）

市は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、災害時における円滑かつ迅速な避難のため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、管理者の同意を得た上で、災害の種別に応じて、指定緊急避難場所として指定する。

##### (2) 指定緊急避難場所に関する事項

1. 市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。
2. 指定緊急避難場所の管理者は、改築等により重要な変更を加えようとするとき又は廃止するときは、市に届け出ることとする。
3. 市は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は政令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、県に通知するとともに、公示を行う。
4. 市は、地域の実情等を勘案し、あらかじめホームレス受入れの方策の策定に努める。

##### (3) 広域避難場所の指定

1. 市は、広域避難場所を指定する。
2. 指定は、建ぺい率及び周辺の空地等の状況を考慮して行う。
3. 指定する場所は、延焼の拡大、輻射熱及び煙から避難者の安全を確保できる広さを有するグラウンド、公園、広場その他の公共等の空地とする。あわせて、避難中の災害を防止するため、当該広域避難場所へ通じる主要避難路を指定する。  
※ 市町村や県の境を超えて避難することを意味する「広域避難」とは意味が異なるので、注意が必要である。

##### (4) 市は、指定緊急避難場所、広域避難場所を指定する際は次の点に留意するものとする。

1. 崖崩れ、津波、浸水等の危険がない場所であること。
2. 近隣に危険物がない場所であること。
3. 地区分けをする場合においては、主要道路、河川等を境界とし、市民等がこれらを横断して避難することはできるだけ避けるようにすること。
4. 避難路と連結されていること。

#### 5 避難所

##### (1) 指定避難所の指定

1. 市は、政令で定める基準に適合する施設を、管理者の同意を得て指定避難所に指定し、場所及び収容人数等について、平常時から住民へ周知徹底を図る。
2. 指定は、地域的特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を考慮して行う。

##### (2) 指定避難所に関する事項

1. 市は、指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、場所、収容人数等について公示する。
2. 指定避難所の管理者は、改築等により重要な変更を加えようとするとき又は廃止するときは、市に届け出ることとする。

3. 市は、指定避難所を廃止し、又は政令で定める基準に適合しなくなったと認める時は、指定を取り消し、県に通知するとともに、公示を行う。
4. 市は、指定避難所となる施設について、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じて電力容量の拡大に努める。
5. 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
6. 市は、発生するおそれがある災害の規模や、指定避難所の収容人員を勘案し、指定避難所以外の避難所（サブ避難所）の必要性の検討又は確保に努めるとともに、テント泊や車中泊等の活用について検討する。
7. 市及び県は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等を把握し、災害時に迅速にあっせんできるように努める。
8. 市は、スロープや多機能トイレの設置など、要配慮者に配慮した避難所施設及び設備の整備に努める。
9. 市は、「徳島県災害時快適トイレ計画」及び「徳島県避難所快適トイレ・実践マニュアル」を参考に、携帯トイレや簡易トイレの備蓄など、災害時用トイレ対策の推進に努める。
10. 市は、避難所における新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のため平常時から指定避難所のレイアウトや動線等の確認に努める。
11. 市は、テント、パーティション、簡易トイレ、マスク、消毒液、段ボールベッド等の避難所における感染症対策に必要な物資・資機材の確保に努める。

## 6 避難所の運営

### (1) 避難所の運営・管理方針

1. 市は、「鳴門市避難所運営マニュアル」等を参考に避難所の運営管理等を行う。
2. 市は、訓練等を通じ、避難所運営・管理のために必要な知識等の普及啓発に努める。
3. 市は、住民等による主体的な避難所運営への配慮に努める。
4. 市は、地域の実情等を勘案し、あらかじめホームレス受入れの方策の策定に努める。

### (2) 避難所における健康・衛生対策

市は、熱中症や感染症対策について、自主防災組織や地区自治振興会等の地域住民と連携し、普及啓発及び実践的な避難所運営訓練の実施に努める。

### (3) ペットの同行避難対策

市は、避難所へのペットと飼い主の同行避難について、次の取組を実施するよう努める。（参考：「災害時のペット対策ガイドライン」）

1. ペットと飼い主の同行避難に関する体制の整備
2. 避難所ごとのルールづくりの促進
3. 取組状況等に関する広報
4. 飼い主に対する啓発

## 7 避難場所等の周知徹底

- (1) 市は、住民が的確に避難行動を取ることができるよう、次の点に留意し、被災時の基礎知識、被災想定地域の範囲、指定緊急避難場所の所在地、避難路、避難情報の入手・伝達方法等の災害に関する情報の周知を行う。

1. 切迫した災害の危険から逃れるための指定緊急避難場所と、避難生活を送るための指定避難所は、役割が異なること。

2. 東日本大震災において、住民が誤って避難生活を送るための避難所等に避難したことにより、津波による被害が拡大したことを踏まえ、災害の種別ごとに適切な指定緊急避難場所を利用すること。
3. 防災マップ等を活用すること。

(2) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、市及び県は、災害種別一般記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

## 第8節 企業防災の推進

### 1 方針

市は、自然災害による不測の事態から企業の「事業継続」を確保するため、企業に対し、災害時における企業の事業継続を目的とした「事業継続計画（BCP）」の作成の促進を図る。

また、企業は防災力を高めるため、「事業継続計画（BCP）」を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーン確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなどの企業の防災活動の推進に努めるものとする。

### 2 周知・啓発

事業継続ガイドラインに基づき、企業が「事業継続計画（BCP）」の策定・運用を行うよう、市は、こうした取り組みに資する情報提供に努めるものとする。

### 3 防災力向上の推進

企業は地域コミュニティの構成員であり、地域住民とともに自助・共助の精神を基本として主体的に地域活動に参加することが求められる。

市は、企業からの「事業継続計画（BCP）」策定支援等のニーズに的確に応えられるよう情報提供体制等の条件整備に取り組むとともに、企業がボランティアや地域の各種団体等とのネットワークを構築し、その連携の中で自主的な防災活動が行えるよう指導・助言などの支援に努めるものとする。

### 4 中小企業の防災・減災対策の促進

市及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

### 5 外出を控えさせるための措置

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混乱を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業などの外出を控えさせるための適切な措置を講じるよう努めるものとする。

## 第9節 要配慮者支援対策の充実

### 1 方針

災害時、要配慮者は、自力による避難が困難であったり、災害情報の伝達に配慮すべき点があったりすることなどから、十分な支援が必要となる。

このため、次により各種対策を実施し、要配慮者に対する安全確保を図るものとする。

## 2 避難行動要支援者への支援体制の確保

### (1) 災害時避難行動要支援者避難支援プラン等の充実

市は、災害時避難行動要支援者避難支援プランや各種マニュアルの充実に努める。

### (2) 避難行動要支援者に関する情報の把握・共有

市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携のもと、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、避難行動要支援者名簿を作成し、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握・共有する。

### (3) 個別避難計画の作成

1. 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携のもと、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、市民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用には支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
2. 市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

### (4) 支援体制の整備

市は、個別避難計画の作成の有無にかかわらず、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、地区自治振興会や自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉施設等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

## 3 福祉避難所

### (1) 福祉避難所の対象となる者の概数の把握

市は、福祉避難所の指定・整備数を検討するための基礎資料として、住民基本台帳等から福祉避難所の対象となる者の概数を把握するよう努めるものとする。

### (2) 福祉避難所の指定

1. 市は、社会福祉施設等の管理者との協議により、要配慮者が相談や介助・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された福祉避難所（二次的な避難施設）の事前の指定に努める。
2. なお、指定にあたっては、民間の福祉施設のほか、市有施設、宿泊施設等の活用を図り、福祉避難所の確保に努めるとともに、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示するものとする。また、事前の受け入れ対象者を特定して公示する制度を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

### (3) 福祉避難所のマンパワー、設備・器具等の確保

市は、関係機関等の協力を得て、福祉避難所での介助員等の確保に努めるとともに、設備・器具等についても不足に備えた調達・確保に努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

#### (4) 福祉避難所の周知

市は、福祉避難所が、より専門的な支援や配慮の必要な避難者のために確保されるものであり、指定避難所で生活可能な避難者に対しては対象としていないことなど、福祉避難所に関する情報をあらかじめ広く市民に周知するよう努める。特に、要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対する周知に努める。

#### (5) 福祉避難所の運営

福祉避難所の指定を受けた施設管理者は、「福祉避難所の設置運営マニュアル」等を参考に、災害対応マニュアル等を整備し、平時から福祉避難所の円滑な開設・運営のための体制を整えるよう努めることとする。

#### (6) 福祉避難所における感染症対策

市は、「徳島県福祉避難所運営マニュアル作成指針（新型コロナウイルス感染症対策編）」等を参考に、福祉避難所における感染症対策のマニュアルを作成し、感染症対策を踏まえた円滑な福祉避難所の開設及び運営体制の構築に努める。

### 4 社会福祉施設等対策

#### (1) 社会福祉施設の安全確保等

1. 社会福祉施設等の利用者の大半は、要配慮者であることから、施設管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、浸水想定区域、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の立地条件を踏まえた対策を講じるものとする。
2. また、スプリンクラーについては、義務設置ではない施設についても必要に応じ設置に努めるものとする。
3. さらに、災害時において消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置等についても設置促進を図るものとする。

#### (2) 避難確保計画の整備

洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内にある施設で、本計画に名称及び所在地を定められた、主として要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項や避難訓練等に関する事項を定めた避難計画を作成し、市に報告を行うものとする。

#### (3) 防災組織の整備

1. 社会福祉施設等の管理者は、各種調査結果や浸水想定区域、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の立地条件などを踏まえて、災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化しておくものとする。
2. また、必要に応じ関係機関との連携のもとに、施設相互間並びに近隣住民及びボランティア組織等との平常時からの連携が密なものとなり、利用者の実態に応じた協力が得られるよう体制づくりに努めるものとする。

#### (4) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員等が防災に関する基礎的な知識や、災害時にとるべき行動等についての理解・関心を高めるための防災教育を実施するとともに、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や利用者の実態に応じた防災訓練を実施するものとし、特に自力避難が困難な者等が利用して

いる施設にあっては、夜間を想定した防災訓練等についても配慮するものとする。

(5) 防災備品の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害に備え、食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄に努めるものとする。

## 5 在宅者対策

(1) 防災知識の普及・啓発

1. 市は、要配慮者及びその関係者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけるなど、防災知識の普及・啓発に努めるものとする。
2. なお、防災訓練等の実施に当たっては、要配慮者の特性に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備に努めるものとする。

(2) 避難誘導・救出・救護体制の確立

1. 市は、民生委員・児童委員、自主防災組織等と連携し、避難行動要支援者を迅速・適切に避難誘導し、安否確認を行うため、避難行動要支援者名簿を作成し、支援体制の整備を図るものとする。
2. このため、より一層の防災知識の普及・啓発を図り、市民全体で防災に取り組む土壌の育成に努めるとともに、自主防災組織の育成について促進を図るものとする。
3. また、避難支援者自身と家族の安全を確保した上で、災害情報の伝達や的確な避難誘導を行うとともに、避難行動要支援者等の災害時における安全確保のため、必要に応じて緊急通報システム等の整備に努める。

(3) 浸水想定区域にある要配慮者の利用する施設への情報伝達

1. 要配慮者については、避難に時間を要することが予想されることから、迅速かつ確実な情報伝達が必要となる。そのため水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内にある要配慮者が利用する施設への洪水等の情報の伝達方法は以下のとおりとする。
2. 健康福祉班は、浸水想定区域の要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の避難を確保する必要があると認められる施設への連絡方法を把握し、電話、FAXその他の方法を用いて、洪水予報、水位到達情報、高齢者等避難又避難指示に関する情報を伝達する。(施設ごとの具体的な伝達手段については、調査・検討を行う。)
3. 浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設の名称、所在地は資料編「要配慮者利用施設一覧表(水害)」に記載する。(水防法第15条第1項第4号)

(4) 土砂災害警戒区域にある要配慮者の利用する施設への情報伝達

146ページの共通対策編「土砂災害応急対策」による。

(5) 的確な情報伝達活動

市は、要配慮者に対し正確かつ迅速に情報提供を行うため、個々の要配慮者にとって適切な伝達手段を検討し、民生委員・児童委員や地域住民等の連携による伝達など、多様な伝達手段の整備に努めるものとする。

## 6 外国人等に対する防災対策

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう防災知識の普及・啓発、防災教育や防災訓練への参加の促進に努めるとともに、地域全体で外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努めるものとする。

(1) 防災知識の普及・啓発

1. 市は、外国人向けの外国語による防災に関するパンフレットを配布するとともに、各種機関で入手できるようにするなど、防災に関する知識の普及・啓発に努める。
2. 市は、在住外国人に対して、防災教育及び防災訓練への参加を推進するよう努める。

#### (2) 避難施設案内板の外国語併記等の推進

市は、避難所や避難路等の案内板について、外国人にもわかりやすいシンボル化や外国語の併記などを図るよう努める。

#### (3) 的確な情報伝達の実環境整備等

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、市及び県は、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努めるものとする。

## 7 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

市は、市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、要配慮者の避難誘導や避難所の運営等において、男女及び性的少数者のニーズの違いなど多様な視点に配慮した防災対策に努めるものとする。

このため、市は平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災対策について関係機関等と理解を深め、要配慮者を支援する体制の整備を推進し、地域の防災力向上に努めるものとする。

## 第10節 帰宅困難者等対策

### 1 方針

旅行者や遠距離通勤者等が帰宅困難となった場合、避難所等に収容するなど適切に対応できるよう体制の整備に努める。

### 2 市民への普及・啓発

市は、市民に対して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、安否確認手段、帰宅困難となった場合の避難所、県・関西広域連合の共同事業である「災害時帰宅支援ステーション」等について普及・啓発に努めるものとする。

### 3 企業等への普及・啓発

市は、企業等に対して従業員等を一定期間事業所内に留めおくことができるよう、必要な物資の備蓄等の促進について、普及・啓発に努めるものとする。

### 4 安否確認手段の支援

市は、災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」、携帯電話の「災害用伝言板」及び「災害用音声お届けサービス」、すだちくんメール（徳島県が構築した災害時の安否確認サービス等）について、普及啓発に努めるものとする。

## 5 災害時帰宅支援ステーション事業

大規模災害が発生し、交通が途絶えた場合に、帰宅困難者支援協力店のステッカーを表示したそれぞれの店舗において、帰宅困難者に対し、次のような支援を可能な範囲で行う。

帰宅困難者支援協力店ステッカー



- (1) テレビやラジオ等で収集した被災情報の提供
- (2) 水道水の提供
- (3) トイレの提供
- (4) 休息スペースの提供
- (5) 地域の避難所情報の提供

## 第11節 広域応援・受援体制の整備

### 1 方針

大規模災害が発生した場合に、迅速かつ確かな応急対策等が行えるよう、国が策定した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等に沿って、体制の見直し等を行うとともに、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、実効性の確保を図り、広域的な応援・受援体制を整備するものとする。

### 2 応援・受援体制の整備

#### (1) 応援体制の整備

1. 市は、応援要請があった場合に速やかな応援を実施できるよう、派遣職員の編成、携行資機材、使用車両、応援の手順等について事前に準備するものとする。また、職員を派遣する場合、地域や災害の特性を考慮した職員の選定に努めるものとする。
2. 市及び県は、訓練等を通じて、「応急対策職員派遣制度」及び「徳島県災害マネジメント総括支援員制度」を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。
3. 市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。この場合、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

#### (2) 受援体制の整備

市は、円滑に他の市町村、国、県、防災関係機関等から応援を受けることができるよう、受援のための体制や役割分担、具体的な活動拠点等、連絡・要請手順、対象業務等について取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整え、実効性の確保に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

#### (3) 広域避難体制の整備

市及び県は、大規模災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

### 3 市町村間の相互応援

市は、現在締結している各災害時相互応援協定に基づき、必要な情報の共有を図り、応援に必要な条件整備に努めるものとする。また、あらかじめ県内外の市町村と広域相互応援協定を締結し、「徳島県広域避難ガイドライン」に沿って、必要な措置についても検討しておくなど、

広域的な応援体制を整備するものとする。

また、すでに締結している協定については、その内容について常に検討し、新たな災害で得た教訓や社会環境への変化を反映させるとともに、その内容の具体化に努めるものとする。

現在、市が締結している広域相互応援協定は以下の通り。

- (1) 徳島県及び市町村の災害時相互応援協定
- (2) 徳島県市長会を構成する各市の災害時相互応援に関する協定
- (3) 板野郡5町並びに鳴門市相互間の災害時応援協定
- (4) 鳴門市及び境港市の災害時相互応援協定
- (5) 大規模災害時の相互応援に関する協定

#### 4 消防機関の広域応援

大規模災害の発生に対し、各消防機関の消防力の広域的な運用を行い、これらの災害に迅速に対応できるよう、消防広域応援体制の強化に努める。

##### (1) 県外への相互応援

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ大規模災害等が発生し、被災した都道府県の消防力では対応が困難な場合に、人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施できるよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成7年6月に「緊急消防援助隊」が創設された。

##### 1. 徳島県緊急消防援助隊（鳴門市登録小隊内訳）

- ア 救助小隊1隊5名
- イ 救急小隊1隊3名
- ウ 消火小隊1隊5名

##### (2) 県内の消防相互応援

大規模災害時に、消防機関の消防力の広域的な運用を行い、的確に対応できるよう、県下13消防本部間で、「徳島県広域消防相互応援協定」が締結されている。

### 第12節 情報通信機器等の整備及び災害時の情報提供

#### 1 方針

無線施設及び設備については定期的な点検整備を行うとともに、機器の転倒防止、非常電源の確保、応急資機材の充実を図り、災害時の通信手段の強化に努めるものとする。

非常災害時のアマチュア無線局の協力体制を整備し、防災情報の収集及び伝達の強化を図るものとする。また、市民に対して直接に災害情報等を伝達する必要があることからデジタル防災行政無線の整備を行った。

しかし、地理的及び自然条件等により、情報の提供が困難な地域が発生すると思われることから、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、インターネット、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化等に努めるものとする。

また、市、県及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

## 2 各無線施設等の整備・充実

関係各機関は、自局の無線施設及び設備についての定期的な点検整備を行うとともに、要員の確保及び応急用資機材の確保充実を図り、災害時における通信手段の確保に努める。

市においては、整備を行ったデジタル防災行政無線の活用を図る。また、アマチュア無線局の協力体制の推進とあわせ、消防団デジタル無線・携帯型デジタル無線機の整備を行う。

## 3 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）による情報伝達体制等の整備

市は、特別警報や緊急地震速報の迅速な伝達のため、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）による伝達体制等の充実を図るよう努める。

## 4 Lアラート（災害情報共有システム）による情報伝達体制等の整備・充実

市は、Lアラート（災害情報共有システム）を活用した警報等の情報伝達体制等の整備に努める。

また、市及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

## 5 防災情報システムの充実

県は、災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、気象情報や災害情報など総合的な防災情報等が共有できる災害時情報共有システムを円滑に運用するとともに、防災関連情報のデータベース化を図るなど、機能充実に努める。

また、市は、県との防災情報の共有を進めることにより、災害対応の初動期における情報収集・伝達機能を強化し、機能の充実に努める。

## 6 基幹業務システム等におけるデータの保全及び業務継続体制の強化

市は、復興の円滑化のため、各種データ（住民基本台帳、税をはじめとする基幹業務システム等におけるデータ）の保全を行うとともに、庁舎の被災等により各種サーバやネットワーク機器等に甚大な被害が発生する場合を想定し、基幹業務システム等における業務継続体制の強化を図るものとする。

## 7 情報提供

市は県とともに、自主防災組織や市民等にわかりやすく十分伝わるような情報提供に努めるとともに、地域コミュニティ等と連携するなど、工夫を凝らして情報提供に努めるものとする。

# 第13節 防災拠点施設等の整備

## 1 方針

市は、災害時における応急対策の拠点となる施設の整備に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

また、あらかじめ代替施設の選定などのバックアップ対策を講じることに努める。

## 2 地域防災拠点の整備

市は、平時は市民が防災訓練や防災研修に使用し、災害時には災害対策活動拠点として機能する施設等（避難所、備蓄倉庫、ヘリポート等）の整備に努める。

## 3 災害対策本部庁舎の防災機能の強化

市は、防災活動の中核機関となる市対策本部を設置する市消防庁舎について、太陽光発電・

蓄電システムや自家発電設備、情報通信機器の整備、防災機能を強化するなど、必要な機能の充実を図る。また、市消防庁舎が機能不全に陥った場合の代替施設として災害対策本部のバックアップ機能を有した施設を整備し、災害対応体制の強化を図る。

#### 4 防災機能を有する道の駅の整備

市は、国や県の道路管理者と連携し、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努めるものとする。

### 第14節 物資等の備蓄体制の整備

#### 1 方針

市をはじめ、防災機関の災害対応能力にはおのずと限界があり、大規模災害時には、全ての被災者に対して迅速な対応は期待できない。市民は家庭や地域レベルで日常から防災の意識を高め、災害時には「自らの身の安全は自ら守る」ことを基本認識として、災害発生後救援体制が立ち上がるまでの間は、市民又は地域において自らの生活維持をしていくため、食料・水及び最低限の非常用生活物資の確保に努めることが必要である。このため市は自ら備蓄することの必要性を市民に周知徹底するものとする。

また一方で、市は、家屋倒壊等で備蓄物資の確保ができなかった被災者等のために飲料水や食料、生活必需品などの供給を行うなど地域住民の生活に密接した物資の確保を行う責務がある。

県においては、災害応急対策活動において広域的な調整活動をおこなう役割を主としているため、物資については市の備蓄を補完するもの及び緊急かつ大規模災害時に必要とし、他の機関で保有するのが困難なものを備蓄・確保する。

市及び県は、「徳島県災害時相互応援連絡協議会」で定めた「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」や「徳島県災害時快適トイレ計画」に基づき備蓄物資の確保に努めるものとする。さらに、それぞれの防災関係機関は、災害が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとし、具体的な措置内容は、機関ごとに定めておくものとする。

#### 2 給水体制の整備

##### (1) 運搬給水の備え

1. 市は、別に示す初期段階の応急給水ができるよう、給水車、仮設水槽、ポリタンク、その他必要な資機材を整備、備蓄するとともに、重要給水施設や防災拠点施設等、防災上重要な施設を運搬給水先と定めておくほか、運搬先ごとに運搬給水の水源となる浄水場、配水池、消火栓等についても定めておく。(113ページの「飲料水の供給」を参照。)
2. 近隣市町村等からの応援給水がある場合は、運搬先の周知や、運搬先での受入体制を整えておく。

##### (2) 拠点給水の整備

1. 市は、運搬給水では供給可能な水量に限界があり、時間の経過とともに生活用水を確保する必要があることから、避難所や浄水場、配水池、耐震性貯水槽、消火栓等の設置場所に給水拠点を配置する。

#### 3 食料の備蓄・輸送

##### (1) 備蓄

1. 基本的に市民は発災初期の避難生活のための食料の備蓄を平常時から行っておく努力が求められる。

2. 市は、家屋倒壊等で備蓄食料の確保ができなかった被災者の生活確保のための備蓄食料の整備に努めることとする。人口や地理等の特性を考慮した上で、他地域や民間との応援協定等を活用し確保手段の多様化を図り必要量を検討し、備蓄に努めるものとする。

## (2) 輸送

1. 民間からの調達や国及び他の都道府県等からの支援により供給される大量の物資を迅速に被災地に輸送するため、市は県と連携し、平時から輸送体制の整備に努める。
2. 県における輸送体制
  - ア 県は、市の要請等に基づき、又は被害の状況等に応じ、要請を待たずに、民間からの調達又は、国及び他の都道府県への要請等により必要な物資を確保し、市の指定する地域内輸送拠点(一般社団法人鳴門地方卸売市場もしくは、あらかじめ想定した施設)まで物資を輸送する。
  - イ 大量の支援物資等の受入れ、在庫管理及び払出しを円滑に行い、かつ迅速に目的地へ輸送するため、物資の集積拠点として物流倉庫や輸送車両・器材・ノウハウを有する倉庫業界・トラック業界などの民間物流業者と協定の締結に努めるなど官民連携による輸送体制を構築する。
3. 市における輸送体制
  - ア 市は、指定した地域内輸送拠点に搬送される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ物資を供給する。そのため、大量の物資の仕分けや避難所への輸送等について、民間物流事業者等と連携するなど体制整備に努める。
 (参考)徳島県災害時物流体制確保マニュアル

## 4 生活必需品等の備蓄整備

生活必需品等については市等において備蓄されており、これらをさらに整備し、充実させることが必要である。市は民間流通業者等と物資協定を結び、安定した物資確保体制の整備に努めるものとする。

また、市民は災害時に備え、生活に必要な非常持ち出し品を災害対応活動に活用できるよう備えておく必要がある。

## 5 救助救命及び水防に必要な備蓄資機材の整備

災害救助・救命資機材については基本的に消防、県警察を中心に整備を進めているが、これらの機関で保有することが困難なものについては県が補完的に整備し、備蓄に努める。

救助・救命活動の初期に必要な輸送関係車両や大規模資機材(重量物排除用具等)のようなものについては指定地方行政機関及び民間からの応援調達も考えた体制の整備を行う必要がある。

県は、水防管理団体が水防活動に際し自己の備蓄する資機材のみでは不足する場合に緊急支援するため、水防に必要な資機材を備蓄し、毎年出水期前に点検し、不足する資機材の補充整備をする。

また、水防管理団体は、その重要水防区域内に水防倉庫を設置し、必要な資機材の整備に努めるものとする。

## 6 医薬品等の整備

県は「徳島県災害時医薬品等供給及び薬剤師派遣手順について」を作成し、医療救護活動に必要なとされる医薬品等が迅速に救護所や医療機関に供給可能な備蓄体制づくりを行う。

市は、県の体制を踏まえ、災害時に医薬品等を円滑に確保できるよう体制づくりに努める。

## 7 物資調達・輸送調整等支援システム等の活用

- (1) 市、県及び防災関係機関は、備蓄する物資等の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。
- (2) 市及び県は、物資の備蓄・調達・輸送体制を整備するため、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

## 8 点検整備

市は、災害応急対策に必要な資機材を充実整備し、災害時に有効適切に使用できるよう点検整備を行うものとする。

### (1) 点検整備の実施

不良資機材の更新、所定数の確保等の整備を行うものとする。

### (2) 資機材等

1. 水防用備品、資機材及び水防倉庫
2. 消防用資機材及び施設
3. 救助用資機材等
4. 医療、助産及び防疫に要する資機材及び薬剤
5. 備蓄食料（資料編「災害応急資機材配布一覧表」を参照。）
6. 衣料生活必需品
7. 流出油処理資機材
8. その他災害救助に必要なもの

### (3) 保管施設の新設及び拡充

逐次、現有数の拡充を図るとともに、災害時において完全に使用できるよう、適正な配置を計画し、新設及び補修を行う。

## 第15節 孤立集落対策の強化

### 1 方針

市は、災害により孤立が予想される集落に対して、あらかじめ講じる対策について定める。

### 2 孤立集落及び発生原因

孤立集落とは、中山間地域、沿岸地域などの集落において人の移動、物資の流通が困難となり、生活が困難若しくは不可能になった集落をいう。孤立集落の具体的な発生原因としては、以下の要因が挙げられる。

- (1) 地震、風水害等に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積
- (2) 地震、風水害等に伴う土砂崩れ、落石等の恐れがある箇所に対する事前通行止め
- (3) 津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積等

### 3 孤立予想集落

市内で災害時に孤立が予想される集落は、17箇所ある。【資料編】「孤立化が予想される集落一覧表」を参照。

### 4 孤立防止対策

#### (1) 通信手段の確保

市は、孤立予想集落内の情報通信設備の配備場所及び機器の使用方法について市民に周知するものとする。

(2) ヘリコプター離着陸場の確保

市は、孤立が予想される集落付近のヘリコプター離着陸場を定めておくものとする。ヘリコプター離着陸場が確保できない場合等においては、平時から緊急用ヘリコプター離着陸候補地の把握に努めるものとする。

(3) 生活物資の備蓄の促進

市は、孤立が予想される集落において、大量の水、食料等の生活物資、医薬品、医療用資機材、簡易トイレ、非常用電源のための燃料等公共施設の備蓄倉庫、家庭、自主防災組織等への備蓄を促進することに努めるものとする。

## 第16節 土砂災害等予防対策

### 1 方針

地すべり、がけ崩れ等の土砂災害を未然に防止するため、又被害の軽減のため危険地域を調査し現状を把握、危険箇所には必要な災害防止策を実施する。また、急傾斜地等に隣接した宅地の造成工事の指導をするとともに、定期的なパトロールを実施し、日頃から市民に周知しておくものとする。

### 2 地すべり予防対策

鳴門市の大部分は山地からなり、その阿讃山脈の南麓を鳴門市から三好市まで中央構造線が通じており、地質は和泉層群（主に砂岩と泥岩よりなる）で形成され軟弱地盤地帯もあり、地すべり危険箇所が点在している。通常的地すべりは、土層の移動が継続的で緩慢であるが、地震、台風によって発生する地すべりは、移動が急激で土量も多く大きな災害をもたらすことがある。

地すべりによる災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難所の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全、さらに近年に地すべり等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。

市は、警戒避難体制を確立するとともに、自主防災組織の育成、県と共に危険箇所のパトロール等を実施するものとし、必要に応じて県に支援を要請する。

次のような地すべりの前兆があれば常に地すべり防止区域を巡回し、警戒避難体制を確立し、被害の防止及び被害の軽減に努めるものとする。

地すべりの前兆	
1.	斜面に段差が出たり、き裂が生じたりする。
2.	凹地ができたり、湿地が生じたりする。
3.	斜面から水が湧き出したり、湧水が濁ったり、湧き方が急に変化したりする。
4.	石積がはらんだり、擁壁にひびが入ったりする。
5.	舗装道路やたたき(三和土)などにひびが入る。
6.	地鳴りがする
7.	樹木、電柱、墓石などが傾く。
8.	浮石、落石が発生する。
9.	戸やふすまなどの建具がゆるみ、開けたてが悪くなる。

※地すべりは集中豪雨、長雨、地震時に発生しやすいが、常に注意しておく必要がある。

### 3 急傾斜地崩壊予防対策

がけ崩れは、台風、集中豪雨及び地震が直接的な原因となるが、地震後は地山の緩みにより、これまでより少ない雨量で発生することがある。

がけ崩れによる災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全、近年にがけ崩れ等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止、さらに沿岸部における津波避難場所や避難路の確保を重点的に実施する。

市は、警戒避難体制を確立するとともに、必要な事項を記載した印刷物の配布による周知、自主防災組織の育成、県と共に危険箇所のパトロール等を実施するものとし、必要に応じて県に支援を要請する。

[参考]危険度の高いがけ	
1.	クラックのあるがけ
2.	表土の厚いがけ
3.	オーバーハングしているがけ
4.	浮石、落石の多いがけ
5.	割目の多い基岩からなるがけ
6.	湧水のあるがけ
7.	表流水の集中するがけ
8.	傾斜角が 30° 以上、高さ 5m 以上のがけ

※集中豪雨、台風、地震時には特に注意する必要がある。

#### 4 土石流予防対策

土石流は、台風や集中豪雨が原因となるが、地震後は地山の緩みにより、これまでより少ない雨量で発生することがある。

土石流による災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難所の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全、さらに近年に土石流等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。

市は、警戒避難体制を確立するとともに、必要な事項を記載した印刷物の配布による周知、自主防災組織の育成、県と共に土石流危険渓流のパトロール等を実施するものとし、必要に応じて県に支援を要請する。

#### 5 山地に起因する災害危険箇所（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区）の予防対策

山崩れや土石流など山地に起因する災害が近年頻発する傾向にあり、台風や集中豪雨及び地震を直接的な原因として発生することが多い。これらの災害を未然に防止するため、情報、警報等の収集・伝達方法を整備し、警戒避難体制を確立するとともに、自主防災組織の育成、県と共に危険箇所のパトロール等を実施するものとし、必要に応じて県に支援を要請する。

#### 6 土砂災害警戒区域等における予防対策

市及び県は、土砂災害から市民の生命及び身体を守るため、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり（以下「急傾斜地の崩壊等」という。）が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るとともに、一定の開発行為を制限することなど土砂災害のソフト対策を推進する。

##### (1) 土砂災害警戒区域等の指定に関する情報提供

市は、県から土砂災害に関する意見聴取があった場合、区域における土砂災害の危険性等について情報提供する。また、県が基礎調査を実施する場合、要請があれば協力する。

## (2) 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について、本計画に定めるものとする。

1. 土砂災害に対する市民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。
2. 土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令対象区域として事前に設定し、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険性の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、あらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。
3. 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合は、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。
4. 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令に定めるところにより、当該要配慮者施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、避難の確保のための訓練を行わなければならない。
5. 市は、高齢者等避難の発令により、避難行動要支援者の迅速な避難や被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進することなどに留意する。
6. 市は、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で、必要な事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

## 7 防災知識の普及

- (1) 市は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を市民に周知し、市民の理解と協力を得るものとする。
- (2) 市は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響を踏まえつつ、市民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災訓練の実施に努めるものとする。
- (3) 市は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- (4) 市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- (5) 市は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が譲歩の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- (6) 市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

## 8 液状化対策

市、県及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図り、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるものとする。

さらに市及び県は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及をはじめ、市民への適切な情報提供等を図る。

## 9 宅地造成対策

宅地開発に対し、災害の発生が予想される危険な場所の開発については、関係法令に基づき、造成主及び工事施工者に適切な助言と指導を行い、災害の防止に努めるものとする。

市は、県の被災宅地危険度判定制度を活用し、大規模な地震等に伴い宅地災害が発生した場合、被災宅地危険度判定士を活用して、宅地の被害状況調査及び危険度の判定を迅速かつ的確に行い、二次災害を軽減、防止する。

## 10 農業用ため池対策

### (1) 安全管理

農業用ため池は、土堤構造で築造年代も古く経過年数も長いため老朽化が進行しており、大規模な地震や大雨等には決壊・流出する危険性が考えられることから、市は、当該ため池を管理している土地改良区や水利組合等に対し、管理点検の強化を指導するなど安全確保に努める。

### (2) 災害予防目標

貯水した状態で堤体の亀裂、余水吐の破損、樋管の折損等の被害があった場合、数日後の決壊等の二次災害が予想される。これは、破損等の早期発見と応急対策によって避けられるものであり、この二次災害を防止することを目標とする。

### (3) ハザードマップ等の作成及び耐震化・統廃合の推進

市は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、ハザードマップ等の作成・見直し・周知・緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きなものから、耐震化や統廃合等を推進するものとする。

## 11 盛土対策

(1) 県及び関係機関は、盛土による災害を防止するため、適正な管理及び保全に関する施策について定めるものとする。

(2) 市は、「盛土による災害防止に向けた総点検」等を踏まえ、必要に応じて大規模盛土造成地の安全性把握に努めるとともに、地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県に対して助言や支援を求めるものとする。

## 第17節 徳島県戦略的災害医療プロジェクトの推進

### 1 方針

市は、県が策定した「戦略的災害医療プロジェクト『基本戦略』」に基づき、災害医療応援・受援体制、医学的管理が必要な要配慮者の支援体制及び避難所運営体制の整備に努めるものとする。

## 2 災害医療体制の構築

市は、戦略的災害医療プロジェクトを推進するため、医師会、災害拠点病院、県、保健所等と連携し、医療圏域ごとの体制強化や応援・受援体制の構築に取り組む。

## 3 要配慮者支援の強化

### (1) 要配慮者への支援

市は、要配慮者について、発災時の円滑な避難や被災後の健康維持が得られるよう、多彩なサポート体制を整備する。

### (2) 医学的管理を必要とする要配慮者への支援

市は、医学的管理を必要とする在宅患者などが災害時も医療サービスを受けられるよう、支援体制の構築を進める。

## 4 避難環境の向上

### (1) 生活の質を重視した避難所の運営

市は、避難時の生活環境は、避難者の健康面にとって重要な要素となるため、スフィア・スタンダード（人道支援における国際基準）の理念に基づき、様々な住民の視点を取り入れた避難所運営に地域ぐるみで取り組む。

### (2) 多様な避難環境の創出

市は、避難生活を快適な環境で過ごせるよう、多様な避難環境の創出や、避難者が必要とする物資の円滑な供給体制づくりに取り組む。

## 第18節 大規模停電・通信障害への備え

### 1 方針

大規模災害の発生による、大規模停電や通信障害に備え、対策を事前に検討するとともに、各種対策を実施し、大規模停電・通信障害発生時の被害の軽減に努めるものとする。

### 2 知識の普及・啓発

市、県及び防災機関等は、あらゆる機会を通じて、市民等に対し大規模停電・通信障害に備えた以下のような知識の普及・啓発に努めるものとする。

(1) 大規模停電・通信障害発生時の状況や注意点等の基本的な知識

(2) 必要に応じ、非常用発電機や充電器等の非常用電源の確保

(3) ATMやクレジットカード等が使用できないことを想定した現金等の準備

### 3 事前予防のための取組

市、県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

### 4 業務の継続に向けた取り組み

市、県、防災関係機関及び企業等は、大規模停電時にも業務が継続できるよう、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵用設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等、平常時からの点検、訓練等に努めるものとする。

また、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命にかかわる重要施設の管理者は、発災

後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

## 5 非常用電源等のリスト化

市及び防災関係機関等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

## 6 訓練の実施

市、県及び防災関係機関等は、大規模停電を想定した訓練を行うよう努めるものとする。

# 第19節 事前復興の取組

## 1 方針

南海トラフ巨大地震などの大規模災害からの復興には、幅広い領域にわたる政策決定や合意形成に加え、多大な労力と時間が必要であり、平時における事前の「準備」や「実践」が極めて重要である。

市民をはじめ、地域コミュニティ、事業者、行政など、復興を担う関係者は、迅速かつ円滑で、「より良い復興（Build Back Better）」の実現に向け、被災後の復興プロセスの事前理解はもとより、平時から復興に向けた「体制の構築」や「人材の育成」、「地域コミュニティの維持・再生・育成」など、県が作成した「徳島県復興指針」に基づき、「事前復興」に積極的に取り組むものとする。

## 2 事前復興の取組

被災前からの復興に向けた様々な取組を「事前復興」と総称し、「準備する事前復興」と「実践する事前復興」に分類する。復興を担う関係者は、県が作成した「徳島県復興指針」に基づき、「事前復興」に積極的に取り組む。

### (1) 「準備する事前復興」

「準備する事前復興」とは、南海トラフ巨大地震などによる被災イメージを、市民を含む関係者間で共有し、それらに対し必要となる復興プロセスについて、被災してからは復興が大幅に遅れてしまう事項やその要因を明確にし、それらの解決に向け、事前に行う様々な取組のことである。

### (2) 「実践する事前復興」

「実践する事前復興」とは、事前実践することで、津波から被災しない状態を実現する取組であり、住宅の高台移転などのハード的な施策は、典型的な「実践する事前復興」である。

一方で、策定したマニュアルを用いた訓練やイメージトレーニング、合意事項に基づく「地区防災計画」の策定など、継続的に見直しを行う（PDCAサイクルを回す）ソフト的な施策も、「準備」に留まらず、「実践する事前復興」である。

## 3 外部支援者との連携

大規模災害からの迅速な復興には、被災地内の主体間の連携、協働に加え、被災地外からの外部支援者との連携が重要である。外部からの支援は、フェーズ毎に幅広い領域にわたるとともに、その担い手も個人ボランティアから企業・団体、専門性を有する職能集団や研究機関まで多岐にわたる。

復興期における円滑な支援の受入れを確実なものとするため、被災前から受援体制を構築しておくとともに、協定を締結しておくなど、平時から「顔の見える」関係をあらかじめ築いて

おくことが重要であり、こうした関係の構築も重要な「事前復興」の取組である。